

令和 7 年 3 月 26 日

公益社団法人
静岡県建築士会
西部ブロック長 様

浜松市長 中野祐介
(土地政策課扱い)

市街化調整区域における開発許可制度の運用基準等の改正について(通知)

日ごろ、市政全般にご理解とご協力頂き誠にありがとうございます。

当課が所管しております運用基準等について、以下の日程で改正・変更を予定しておりますので、お知らせいたします。また、同様の内容を市公式ホームページにも掲載予定です。

令和 7 年 4 月 1 日改正予定

- ・市街化調整区域における開発許可制度の運用基準
- ・開発許可申請の手引き
- ・都市計画法第 43 条 建築許可 申請要領
- ・都市計画法施行規則第 60 条 適合証明 申請要領
- ・手数料納付方法の追加について

令和 7 年 5 月 26 日改正予定

- ・浜松市開発許可指導基準

ご不明点がございましたら、各担当までお問合せください。

以上、よろしくお願いたします。

お問い合わせ先

都市整備部土地政策課 開発指導 G 053-457-2373

開発調整 G 053-457-2643

都市整備部北部都市整備事務所 053-585-1162

令和7年3月26日

手数料納付方法の追加について

令和7年4月1日から、以下の審査手数料について、現行の収入証紙に加え、納入通知書での支払いが可能となります。詳細については、各担当までお問合せください。

(納入通知書は許可申請後、後日発行予定です。)

対象となる手数料

- 開発許可に係る手数料

(都市計画法第29条、第35条、第42条)

- 建築許可に係る手数料

(都市計画法第43条)

- 旧宅地造成等規制法の許可に係る手数料

都市整備部 土地政策課 開発指導 G・調整 G

盛土対策 G

北部都市整備事務所 (浜名区役所内)

TEL 053-457-2373

TEL 053-457-2307

TEL 053-585-1162